

# 長野県文化財保存活用大綱について

～守って活かす、活かして守る～

## 序章～第1章 文化財の保存・活用の現状

<p><b>&lt;背景&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○過疎化や人口減少、少子高齢化</li> <li>○気候変動等による大規模災害の発生</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>文化財の次世代への継承が危ぶまれる事態</b></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>&lt;平成 31 年 4 月 改正文化財保護法施行&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県は「文化財保存活用大綱」を策定</li> <li>○市町村は「文化財保存活用地域計画」を作成</li> </ul>	<p><b>&lt;文化財を取り巻く考慮すべき環境&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少及び少子高齢化の進行</li> <li>・人々のライフスタイルや価値観の変化</li> <li>・自然災害や感染症の脅威</li> <li>・持続可能な開発目標（SDGs）の推進</li> <li>・デジタル化の進展</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>&lt;大綱策定及び地域計画作成後に期待されること&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中・長期的な観点から文化財のより適切な保存・活用を計画的・継続的に実施</li> <li>○地域社会総がかりで文化財の次世代への継承を促進</li> </ul>	<p><b>文化財保存活用大綱の位置づけ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■本大綱は、文化財保護法第 183 条の 2 第 1 項に規定される「文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」であり、本県における<b>文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種取組を進める上で共通の基盤</b>となるもの。</li> <li>■市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランである「文化財保存活用地域計画」、文化財の所有者・管理団体等が作成する個別の文化財の「保存活用計画」については、本大綱を勘案しつつ作成する。</li> </ul>
--	---	--

## 第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

<p><b>&lt;各分野の課題&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調査・研究分野</li> <li>○活用・継承分野</li> <li>○保存・管理分野</li> <li>○分野共通</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>【目指す将来像】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文化財とその価値が次世代に継承され、「信州」の一体感と地域の多様性の魅力発信に活かされている</p> </div>	<p><b>文化財の保存・活用の基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■調査・研究             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財情報の正確な把握と保存</li> <li>(2) 大学等研究機関との連携と最新技術の導入</li> <li>(3) 社会情勢や県政上の課題等に関する調査の実施</li> </ol> </li> <li>■保存・管理             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財の保存・管理状況の把握と指定等の促進</li> <li>(2) 市町村等による各種文化財計画書作成の促進</li> <li>(3) 県補助金の予算確保と民間資金等の導入</li> <li>(4) 災害発生に備えた体制づくり</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■活用・継承             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財に関する情報発信の充実・強化</li> <li>(2) 様々な施策分野における文化財の活用促進</li> <li>(3) 文化財の担い手の育成と支え手との関係づくり</li> </ol> </li> <li>■分野共通             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 専門家による指導・助言の実践</li> <li>(2) 市町村等との情報共有と連携</li> <li>(3) 県内の文化財保存・活用推進体制の充実</li> </ol> </li> </ul>
--	---	---

### 第3章 県が主体となって行う取組及び市町村への支援の方針

## 文化財の保存・活用の基本方針

#### ■調査・研究分野

- 把握調査が未実施の文化財に関して分布調査及び史料編さん等による調査・研究を進める。
- 県立歴史館の科学分析機器により、収蔵資料に新たに価値付けを行い、成果を公開する。
- 大学等研究機関による最新の調査技術等を把握・習得し、調査・研究の質的向上を図る。
- 近現代に関する史資料の収集及び調査・研究の方針を定め、実施する。

#### ■保存・管理分野

- 県文化財保護指導委員による文化財パトロールにおいて保存・管理状況の確認に努め、その結果を県と市町村との連携や補助事業の優先順位に活かす。
- 県指定文化財及び「指定相当の埋蔵文化財包蔵地」に関し、定期的なモニタリングを実施する。また、県文化財保護審議会委員の指導・助言を受け、価値を明らかにする調査を行う。
- 「保存活用計画」及び「文化財保存活用地域計画」の作成に関して、助言や作成に係る研修を行い、文化財とその価値の次世代継承を促進する。
- 国・県指定文化財の修理・修復等について、緊急性や必要性を適切に判断しながら引き続き補助する。また、クラウドファンディングなど資金調達的手法について検討・助言を行う。
- 「長野県文化財防災マニュアル」及び「長野県文化財レスキューガイドライン」を指針とし、文化財保護行政市町村担当者会議でその内容の周知等を行い、運用を図る。

#### ■活用・継承分野

- 様々な施策分野における県・関係団体の広報手法を通じて文化財の情報発信を充実・強化
- 県関係部局、現地機関等による文化財活用推進会議（仮称）を開催し、活用事例や活用にあたっての課題・規制等の共有、対応策の検討等を行うとともに、文化財に関する研修を実施。
- 部局間や関係団体との連携促進、拠点施設の連携や旅行者が文化財に触れる機会の創出支援等により、文化財を活用したまちづくり・文化観光等を推進する。
- 県立歴史館が実施する講演会や出前授業、文化財の普及啓発や住民向けイベントの開催支援等により、学校教育・生涯学習との連携を促進する。
- 「民俗芸能パートナー企業制度」を全県的な取組へと充実を図るとともに、信州アーツカウンシル等と連携し、民俗芸能の継承等について支援体制の構築に取り組む。

#### ■分野共通

- 文化財の修理・修復等に関して、専門家から指導・助言が受けられるエキスパートバンク制度を設ける。また、長野県建築士会のヘリテージマネージャー協議会等との連携を進める。
- 県と市町村が、文化財の保存・活用に関する課題や対応策、県内外の先進事例等を共有する場を設ける。また、県が主催する各種文化財研修制度の充実を図る。
- 県内で学ぶ学生等が県内の文化財専門職員の仕事内容を知ることのできる機会を設ける。

### 第4章 防災・災害発生時等への対応

- 「長野県文化財防災マニュアル」
- 「長野県文化財レスキューガイドライン」の運用
  - 平常時の備え
  - 被災時の対応（一般災害）
  - 東海地震等の大規模地震発生時の対応

### 第5章 文化財の保存・活用推進体制

- 本県の文化財行政（本庁）
  - 県民文化部文化振興課（現地機関）
  - 県立歴史館（附属機関）
  - 文化財保護審議会
- 本県の関係部局
- 他の機関・団体
  - 長野県文化財保護指導委員
  - 長野県文化振興事業団
    - ・長野県埋蔵文化財センター
    - ・信州アーツカウンシル
  - 長野県文化財保護協会
  - 長野県博物館協議会
  - 長野県史料保存活用連絡協議会
  - 信州資料ネット
  - 長野県建築士会
  - 長野県観光機構